

## [事案 29-291] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 9 月 4 日 和解成立

### <事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして給付金の支払いがなされなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

圧迫骨折により約 4 か月入院したため、平成 22 年 3 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院が必要な状態であったので、入院全日数分の入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 重量物を持ち上げたため圧迫骨折した。
- (2) 単純な骨折よりも圧迫骨折の方が重症であり、医師からも入院が必要と言われた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款所定の入院には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は骨粗しょう症であったことから、災害入院給付金については、「疾病または体質的な要因を有する者が、軽微な外因により発症した」という約款上の免責事項に該当する。
- (2) 疾病入院給付金についても、申立人は入院開始日から独歩が可能であり、治療内容も、通院で実施可能なものである。また、何度も外泊しており、「常に医師の管理下において治療に専念した」とは言えず、入院の必要性は認められない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の経緯等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求する内容での入院給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は入院期間中において日常生活動作に制限があり、介助を必要とする状態であった期間があったため、入院の必要性がある程度認められる。